

## 令和8～12年度 富谷市複合図書館自動販売機設置に係る仕様書

富谷市複合図書館への自動販売機設置を希望する事業者（以下「設置事業者」という。）は、以下の点に留意し、入札に参加するものとする。

### 1. 自動販売機の仕様

#### （1）設置場所

複合図書館1Fエレベーター付近（別紙1及び別紙2参照）

#### （2）規格

幅	奥行き	高さ	使用可能面積	備考
1,190mm 以内	745mm 以内	2,000mm 以内	0.887m <sup>2</sup> 以内	

#### （3）環境対策

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」（省エネ法）及び「自動販売機設置自主ガイドライン」（日本自動販売協会）を遵守し、部分冷却保温機能、ヒートポンプ機能、ノンフロン対応など消費電力量の低減や環境対策機能を備えた機種とすること。

### 2. 販売品目等

- （1）販売品目は、飲料水、乳製飲料、果汁飲料、コーヒー等の飲料とすること。
- （2）缶又はペットボトルの容器とし、プルトップ方式の飲料は除くこと。
- （3）商品の具体的な構成について協議すること。

### 3. 自動販売機の設置・管理・運営

#### （1）安全対策

自動販売機設置における安全を確保するため以下のとおり安全対策を講じること。

- ① 転倒防止のため「自動販売機の据付基準」（JIS 規格）及び「自動販売機の屋内据付基準」（業界自主基準）を遵守し、できる限り施設躯体に負担が掛からない方法で耐震対策（転倒防止策）を施すなど、安全に設置すること。なお、設置及び撤去にあたり、必要となる工事等に要する費用は、設置事業者の負担とする。
- ② 販売物品の安全性確保のため「食品、添加物等の規格基準」（食品衛生法）、「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすこと。
- ③ 硬貨選別装置、紙幣識別装置のプログラム改変により偽造通貨や偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすこと。また、「自販機堅牢化技術基準」（日本自動販売機工業会）を遵守し、防犯対策を講じた機種とすること。

## (2) 商品補充、変更及び消費期限の確認

設置事業者は、商品の補充、変更及び消費期限の確認を行うこと。また、販売物品を起因とする事故等の発生に対しては、設置者の責任において誠実に対応すること。

## (3) 電気子メーター

設置事業者は、自動販売機に使用電力計測用の電気子メーター（計量法に基づく検定又は基準適合検査に合格したもので、有効期限内のもの）を設置し、自動販売機に伴う電気料金を負担すること。なお、電気子メーターの設置に必要となる工事費に要する一切の費用は、設置事業者の負担とする。

## (4) 売上金の回収及びつり銭の補充

設置事業者は、売上金の回収及びつり銭の補充を行うこと。

## (5) 事故及び故障時の対応

設置事業者は、設置する自動販売機に故障発生時の緊急連絡先を明示するとともに、自動販売機の故障、問い合わせ先及び苦情については、全て設置事業者の責任において迅速に対応すること。

自動販売機の設置管理運営上の事故等について、設置事業者の責に帰する理由により発生した事故や故障は、設置事業者の責任において処理するものとし、事故や故障の原因及び内容について、速やかに施設管理者へ報告すること。

## (6) 使用済容器の回収

設置事業者は、使用済容器の回収について以下の点に留意し、自動販売機周辺の美化に務めること。

①原則として自動販売機設置1台につき最低2基の割合で、使用済容器回収ボックスを設置すること。なお、設置に係る費用は、設置事業者の負担とする。

②使用済容器回収ボックスの素材は、樹脂製又は金属製とし、容器の回収頻度や回収量を考慮し、使用済容器の溢れ、周囲に散乱することのないよう、十分な回収容積を確保すること。

③使用済容器の回収は、設置事業者の責任において適切な頻度で行い、臭気等で不衛生な状態とならないよう細心の注意を払うこと。なお、回収は開館日のみとし、閉店日における作業は認めない。

④使用済容器の処理は、容器包装リサイクル法（平成7年法律第112号）などの関係法令に基づき、適切に行うこと。

## 4. 費用負担

### (1) 電気代

貸付料とは別に自動販売機にかかる電気代は、設置事業者が富谷市に対して支払うものとする。

電気料金は、貸付場所を包含する施設全体の電気料金に、貸付場所を包含する施設全体

の電気使用量に対する電気子メーターの電気使用量の割合を乗じた額とする。

なお、電気使用量の算出にあたっては、施設管理者が設置事業者の設置した電気子メーターにより、毎月検針を実施し、設置事業者へ報告することとする。

#### (2) 自動販売機の設置に係る費用

自動販売機の設置に伴い電気工事等を必要とする場合の費用は、設置事業者の負担とする。なお、工事を施工する際は、施設管理者の指示に従うこと。

### 5. 貸付料

貸付料は、自動販売機の売上に貸付料率の割合を乗じて得た金額（円未満は切り捨て）とし、毎月精算するものとする。

なお、最低貸付料率は20%とする。

### 6. 使用上の注意

貸付決定以降、貸付期間終了までの間は、以下の事項について遵守すること。

- (1) 賃貸借契約の条件を遵守し、貸付料を確実に納付すること。
- (2) 貸付物件への建物の建築や工作物の設置を行わないこと。
- (3) 貸付物件を第三者に転貸し、又はそれに類似する行為を行わないこと。
- (4) 本件賃借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定しないこと。

### 7. 原状回復

設置事業者は、貸付期間が満了又は許可が取り消された場合は、速やかに原状を回復し、施設管理者の確認を受けること。

なお、原状回復に要する費用は設置事業者の負担とし、設置事業者は一切の補償を富谷市に対して求めることができない。

(参考) 年間予定利用者数 約35万人

施設内設置は1台のみの設置となります。

# 複合図書館 1階 自販機設置位置図

別紙1



Project Title  
令和6年度富谷市民図書館等複合施設整備  
工事

Architect  
ナスカ+はりゅうウッドスタジオ設計共同体  
Engineer 構造:江尻構造設計事務所  
設備: Z O設計室



1級建築士事務所 有限会社ナスカ  
東京都知事登録第39348号  
東京都新宿区戸山3-15-1日本駐車ビル4階  
一級建築士 八木佐千子 第215039号

株式会社はりゅうウッドスタジオ  
福島県知事登録第16(007)0239号  
福島県南会津郡南会津町針生字鳥井戸1186  
一級建築士 渡田光 第336277号 一級建築士 渡田崇志 第344323号

Date 2024年8月2日 金曜日  
実施設計  
Drawn by H. SAITO  
Checked by S. YAGI

Name of Drawing  
1階家具キープラン

scale A1 1:100  
A3 1:200  
Drawing no A.117

# 自販機設置位置拡大図

